



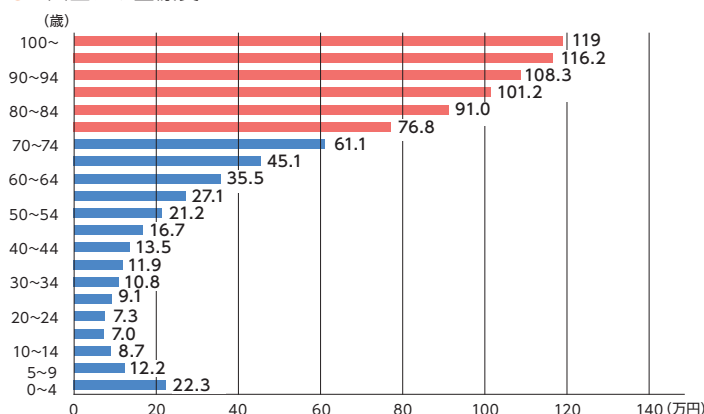
医療保険を未来につないでいくための取組について

医療費適正化の取組

わが国における医療費

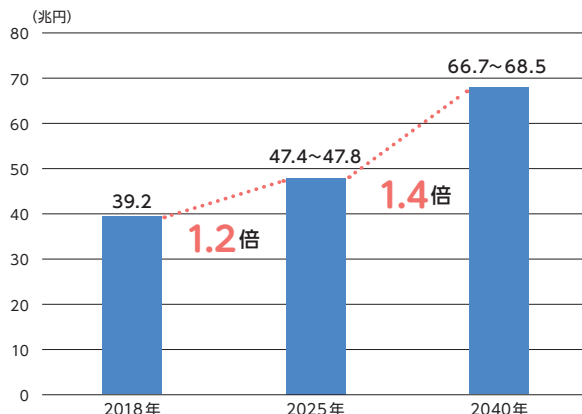
日本の1人当たり医療費は、年齢を重ねるごとに高くなる傾向があります。今後、2025年に団塊の世代全員が75歳以上となり、2040年には65歳以上の人口がピークを迎えることで、2018年に39.2兆円であった国全体での保険給付費は、2040年には68.5兆円まで増加することが見込まれています。協会けんぽの財政についても、高齢者医療への拠出金が今後増加していくことが見込まれるだけでなく、医療費の伸びが保険料の基礎となる賃金の伸びを上回る赤字構造であることから、今後も楽観を許さない状況です(P.10 参照)。このような状況の中でも、医療保険制度を維持し、未来につないでいくことが求められています。

● 1人当たり医療費



出典：「医療給付実態調査報告」(厚生労働省)等より作成した2012年度のデータ

● 将来の保険給付費の見通し



出典：内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(2018年5月)を基に作成

〈医療費のお知らせを事業所へ送付しています〉

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費をご確認いただき、協会けんぽの健全な財政運営や健康に関する関心を高めていただくため、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

「医療費のお知らせ」の見方

① 診療を受けた方	② 診療年月	③ 診療区分	④ 日数	⑤ 医療機関名等	⑥ 医療費の総額(円)	⑦ 協会けんぽからの支払い額(円)	⑧ 国等からの支払い額(円)	⑨ 加入者の支払い額(円)	⑩ 整理番号
健康 太郎 様	03	1	外来	けんぽ総合病院	3,560	2,492		1,068	0304 100000002
合計					3,560	2,492		1,068	1 / 2
R3.1~R3.9の加入者の医療費の支払い額									1,068 円

① 医療機関等で診療等を受けた年月です。

※医療費控除にご活用ください。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。



確定申告をする際は、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要です。

また、「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

ただし、「医療費のお知らせ」には、令和3年10月分から令和3年12月分の医療費の記載はされていないため、該当期間については医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

- 確定申告(医療費控除)に関しては国税庁ホームページ又は管轄の税務署にてご確認ください。
申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。
画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。また自動計算なので計算間違いもありません。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
- 「医療費のお知らせ」に関しては協会けんぽへお問い合わせください。



一人ひとりにできることがあります

皆さまが健康な生活を続けていただくことが最も大切です。健康を増進し病気を予防すること、病気の予兆に気づくこと、病気になった場合は重症化する前に早期に治療を受けることが、医療費の抑制につながります。

また、医療機関を受診する際に、医療のかかり方を見直すことで、自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。

☐ 病気の早期発見のためには(詳しくはP.19、P.23)

☐ 生活習慣の改善については(詳しくはP.25)

☐ 早期治療については(詳しくはP.28)

☐ 医療のかかり方

① ジェネリック医薬品を選ぶ(詳しくはP.32)

② かかりつけ医を持つ(詳しくはP.33)

③ 平日昼間に受診する(詳しくはP.34)

医療機関や薬局での自己負担軽減のためにジェネリック医薬品を選ぼう

医療機関等から処方されるお薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品に分けられます。
協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことからジェネリック医薬品の使用を促進しています。

先発医薬品と同等の効果

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効果や安全性が同等と国から認められています。

先発医薬品と比べ自己負担が軽い

先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。

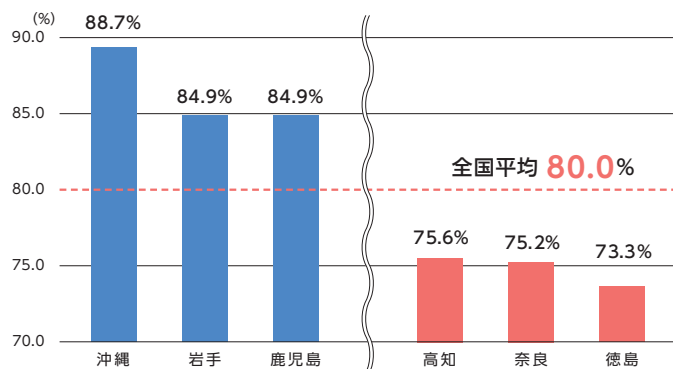


ジェネリック医薬品はどれくらい使われているの?

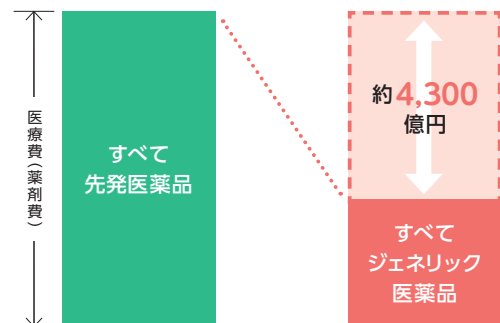
協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合は年々上昇しており、**全国で約8割程度**使用されています。使用割合には都道府県ごとに差があり、最も高い沖縄と、最も低い徳島では、約15%の差があります。

また、協会けんぽ加入者の皆さまがすべてジェネリック医薬品に切り替えた場合、約4,300億円の医療費適正化が見込めます。

●ジェネリック医薬品の使用割合が高い3支部と低い3支部



●ジェネリック医薬品の使用割合が100%となった場合の試算



※ 2020年度協会けんぽ試算



協会けんぽではどのような取組を行っているの?

加入者の皆さまへ

服用されている先発医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の**自己負担軽減額のお知らせ**を、毎年度実施しています。
お知らせにより、**おおむね4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えて**いただいています。

自治体や医療機関の方に対して

ジェネリック医薬品のさらなる使用促進のため、**自治体と連携した啓発**などを行ったり、医療機関や薬局へ**自機関や地域でのジェネリック医薬品の使用状況等の情報提供**を行っています。



ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたのお薬代を減らすことができます!

令和○年○月 に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

お薬代の軽減可能額
1,430~

診療分で処方されたお薬(先発医薬品)		
医療機関/薬局	お薬名	お薬代(前例)
薬局	〇〇錠	1,690
	△△クリーム	600
	××点眼液	200
合 計		2,490

ジェネリック医薬品に 変更することで 軽減できるお薬代	
	950~
	380~
	100~

ジェネリック医薬品を希望される場合は医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品に変更できますか?」と聞いてみましょう。
患者さんの申出によってジェネリック医薬品を選択できる機会が増えています。**医師・薬剤師・患者の3者でコミュニケーション**をとって自分に合ったお薬を選択しましょう。

医療保険を未来につなぐための取組について

「かかりつけ医」を持とう！

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、**病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイス**が受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、**適切な大病院や専門医を紹介**してもらうことができるので安心です。



いきなり大病院を受診すると特別料金がかかる

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて5,000円以上の特別料金がかかります。

「紹介状」がないと

初診料
860円
(3割負担)

+

特別料金
5,000円
以上

大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じます。

「紹介状」があると

初診料
860円
(3割負担)



体にもお財布にも負担が大きいはしご受診

- 同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。
- はしご受診は、**受診のたびに初診料や同じような検査料等がかかり、検査による体への負担や医療費がかさみます。**また、同じような作用の薬を毎回処方されることによる薬の重複や複数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。



治療の不安や疑問を伝えることができる「かかりつけ医」を持ちましょう。

(3割負担の場合)	同じ医療機関を3回受診した場合	3つの医療機関をはしご受診した場合
1回目	初診料 860円 + 検査料等	初診料 860円 + 検査料等
2回目	再診料 220円	初診料 860円 + 検査料等
3回目	再診料 220円	初診料 860円 + 検査料等
初診・再診料の合計	初診・再診料 1,300円 + 検査料等	初診料 2,580円 + 検査料等×3

緊急時以外は平日昼間に受診しよう



医療機関の診療時間と負担額は？

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。この時間帯の自己都合による安易な受診は、**自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本当に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。**やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。



医療機関を診療時間外に受診すると、原則、加算がついて負担が増えます。

(3割負担の場合)		医療機関		時間外加算
		初診料	再診料	-
休日加算	日・祝	+750円	+570円	調剤技術料の1.4倍を加算
時間外加算	おおむね8時前と18時以降、土曜日は8時前と12時以降	+260円 (+690円)*	+200円 (+540円)*	調剤技術料と同額を加算
深夜加算	22時～翌6時	+1,440円	+1,260円	調剤技術料の2倍を加算

※()内は救急病院などの場合の額です

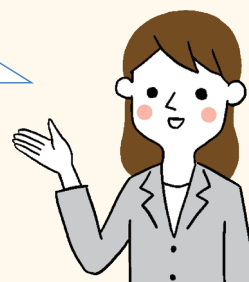
医療保険を未来にこなうための取組について

Check

子ども医療電話相談を活用しよう

こども医療電話相談事業【#8000事業】とは

- 保護者の方が、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。
- この事業は全国同一での短縮番号 **#8000** をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。



1

頭をぶつけた、
発熱、嘔吐、
けいれんなど



2

「#8000」を
プッシュ



3

医師・看護師が
電話でアドバイス



出典：厚生労働省HP／子ども医療電話相談事業（#8000）について

